

登別市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、登別市議会議長（議長の代理によるものを含む。以下「議長」という。）が、市議会を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）について、その区分、支出金額等の透明化を図るため、支出の基準について必要な事項を定めるものとします。

(議長交際費の支出)

第2条 議長は、交際上必要と認めたもの並びに市議会運営及び市行政にとって有益と認めたものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出することとします。

(支出区分等)

第3条 議長交際費の支出区分及び支出範囲は、次のとおりとします。

- (1) 弔事 葬儀における香典、供花等に係る経費
- (2) 慶祝 慶祝行事等の祝金又はお祝いの品に係る経費
- (3) 会費 各種団体等が主催する総会、新年会、懇親会等への参加等に係る経費
- (4) 懇談費 各種意見交換、友好都市等との懇談等に係る経費
- (5) 贈答品 来客又は訪問先等への土産、贈答品、記念品等の購入に係る経費
- (6) 協賛金 国際大会、全国大会等に出場、本市で開催される各種行事など、本市の公益性を高めると認められる団体又は個人を激励するための経費

(支出基準)

第4条 前条に規定する支出区分に対する支出金額等の基準は、別表のとおりとします。

(公表・公開)

第5条 議長交際費の執行状況については、登別市議会ホームページにより公表するものとします。

2 前項の公表は、領収書の写しを付けて、当月執行分を翌月の20日までに行うものとします。

3 議長交際費に係る公文書の公開請求があった場合は、登別市情報公開条例（平成18年条例第34号）に基づき議会事務局において公開するものとします。

(支出基準の見直し)

第6条 議長は、その支出内容又は金額が市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済状況の変化等を十分考慮し必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めることとします。

附 則

この基準は、平成24年1月1日から施行します。

別表（第4条関係）

1 弔 事

区 分	該当者の範囲	香 典	供花等
現職市議会議員	本 人	10,000円	○
元市議会議員	本 人	なし	○
市職員	特別職	なし	○
市の公職者	現職の本人	10,000円以 内	なし

2 慶 祝

区 分	金 品
慶祝行事等の祝金又はお祝いの品	10,000円以内 または酒類等

3 会 費

区 分	金 額
各種団体等が主催する総会、新年会、懇親会等の会費	会費相当額

4 懇談費

区 分		金 額
各種懇談等に 要する経費	飲酒を伴う場合・1人あたり	5,000円以内
	飲酒を伴わない場合・1人あたり	2,000円以内
お茶・菓子代		実費相当額

5 贈答品

区 分	金 額
来庁団体・1団体あたり	5,000円以内
視察等訪問先団体・1団体あたり	5,000円以内

6 協賛金

区 分	金 額
団体又は個人	10,000円以内